

## なごみ福祉会せせらぎ事業部 虐待防止委員会

### (委員会の目的)

第1条 虐待防止・人権委員会は、利用者の尊厳と人権を守る観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

### (委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長はせせらぎ事業部長とする。なお、別途事業部内に虐待防止責任者を定める。
- 2) 委員には、各事業所管理責任者、サービス管理責任者を加える。
- 3) 委員には、研修委員会の委員を加える。
- 4) 委員には、必要ある場合に栄養士、看護師、法人役員を加えることができる、
- 5) 委員に、利用者の代表を加えることができる。

### (委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年最低6回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

### (委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「川崎市障害者虐待対応マニュアル」を各事業所に設置し、「虐待」について、職員に周知する。
- 3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待につながるおそれがあるときは、虐待防止・人権委員会にて対策を検討する。
- 5) 事故やヒヤリハットの原因が、虐待につながるような場合は、虐待防止・人権委員会において対応する。
- 6) 研修委員会と日程の調整を行い、事業部内での虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。

- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しをおこなうこととする。

(虐待発生の場合)

第5条 実際に虐待が発生した場合には、この委員会を超えて、障害者虐待防止法及び、「川崎市障害者虐待防止マニュアル」に従って、速やかに、市町村障害担当部署に通報しなければならない。また、行った対応等について、記録しておかなければならない。また、記録開示の請求がある場合に備えておかなければならない。

(委員会の責務)

第6条

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より社会福祉法、各種障害者福祉法、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法のみならず、国連障害者権利条約、障害者差別禁止法の学習及び、障害特性の知識とその支援技術の習得に努めるだけでなく、委員自身の、倫理を含む人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援、また、不適切な支援が行われていないか観察し、必要がある時は、職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、共同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(委員会の委員) 別途添付

附則 この規程は平成24年10月1日から発効する。

附則 この規程は平成25年4月1日から発効する。

付則 この規程は平成30年9月1日から発行する。